

第七章 賞罰

第三條

本會員ニシテ本會ニ多大ノ貢獻アリタル時ハ本會ノ特別支拂金ヲ決定シ

第三條

本會員ニシテ本會ノ規約ニ違反シタル時ハ本會ノ特別支拂金ヲ没収シ其地

第八章 會則

第九條

本會ノ會期ハ左ノ通りトス 十一月一日至翌年十月三十日

第九章 會計

第十條

本會ノ會計ハ左ノ通りトス 毎月九日ノ前額ヲ納付スベシ (但シ八月末迄)

第十一條

本會ニ收受シタル金銀ハ本會ノ理由アリテ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テ

第十二條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十三條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十四條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十五條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十六條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十七條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

第十八條

本會員ノ使途ニテハ本會員ノ請求ニ依ル 但シ本會ニ於テハ正

附則 本會規約ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム 以上

勞社第一九五五號

昭和四年九月十九日

警視總監 九山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
各廳 府 縣長 官 殿

(北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 靜岡 福岡)

東京乘合自動車株式會社、勞働爭議ニ関スル件

(第六報)

14.9.20
769

要旨 1) 會社側ニ於テハ九月十六日現業員會ノ要求ヲ悉ク全部拒絶シ交
渉決裂セル爲メ運送成績平常ノ約三割トナレリ
2) 九月十六日組合同盟対策委員會ニ於テ今後爭議対策主体ヲ東京